

第 9 1 号議案

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例

足立区建築審査会条例（昭和 5 8 年足立区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「法」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 2 号中「第 9 4 条第 2 項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

第 6 条第 1 項中「第 9 4 条第 3 項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。